

別紙

諮問第757号

答 申

1 審査会の結論

「生活安全相談処理結果表」外2件を対象保有個人情報として特定し一部開示とした決定、及び「私が平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間に〇〇警察署生活安全課に相談した際に作成された生活安全相談処理結果表」について、不存在を理由として非開示とした決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「私が平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間に〇〇警察署（生活安全課）に相談した際に作成された生活安全相談処理結果表」の開示請求（以下「本件開示請求1」という。）に対し、警視総監が平成31年4月11日付けで行った一部開示決定、及び「私が平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間に〇〇警察署生活安全課に相談した際に作成された生活安全相談処理結果表」の開示請求（以下「本件開示請求2」という。）に対し、警視総監が平成31年4月11日付けで行った不存在を理由とする非開示決定について、それぞれの取消しを求めるといふものである。

なお、本件開示請求1及び2において、審査請求人が開示を求めている期間及び対象としている警察署は、それぞれ異なるものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件各処分は、いずれも適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和元年11月5日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年9月30日に実施機関から理由説明書を收受し、同年12月14日（第147回第三部会）及び令和3年1月27日（第148回第三部会）に審議した。

## （2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 生活安全相談について

生活安全相談（以下「相談」という。）とは、「警視庁生活安全相談取扱規程」（平成12年3月16日訓令甲第12号。以下「規程」という。）において、都民の生活上生じる防犯問題、家事問題、民事問題及び身の困りごとに関する相談であるとされており、実施機関における相談に係る業務は、職員が都民の生活の安全にかかわる援助の要請に積極的かつ適切に対応することにより、犯罪の未然防止等を図り、もって都民生活の安全と平穏を確保することを任務とするとされている。

そして、「警視庁生活安全相談取扱要綱の制定について」（平成12年3月16日通達甲（生．総．家相）第3号。以下「要綱」という。）において、相談担当者及び相談責任者は、相談を受理し、又は引継ぎを受けた場合は、相談の要旨及び取扱いの概要を警察総合相談業務等管理システム（以下「管理システム」という。）に登録するとともに、要綱別記様式第1号「生活安全相談処理結果表」及び別記様式第1号の2「相談処理経過の概要」を出力し、所属長の決裁を受けた後、保存するものとされ、さらに、相談者のほかに複数の関係者がいる場合には、要綱別記様式第4号「相談関係者」を出力し、保存するものとされている。

さらに、「警察総合相談業務等管理システム運用要綱の制定について」（平成16年6月30日通達甲（副監．総．広．聴1）第9号）において、管理システムへ登録する事項は「受理日及び受理者」、「相談の内容」、「関係者情報（氏名、住所等）」等である旨定められている。

### イ 本件対象保有個人情報について

本件開示請求1及び2は、審査請求人がそれぞれ異なる警察署に対して行った相

談に関する生活安全相談処理結果表の開示を求めるものである。

実施機関は、本件開示請求1に対し、それぞれ異なる日付で作成された「生活安全相談処理結果表（警視庁〇〇警察署、受理年月日平成〇年〇月〇日、受理番号〇号）」（以下「本件対象保有個人情報1」という。）、「生活安全相談処理結果表（警視庁〇〇警察署、受理年月日平成〇年〇月〇日、受理番号〇号）」（以下「本件対象保有個人情報2」という。）及び「生活安全相談処理結果表（警視庁〇〇警察署、受理年月日平成〇年〇月〇日、受理番号〇号）」（以下「本件対象保有個人情報3」という。）を、対象保有個人情報として特定した。

また、本件開示請求2については、請求に係る保有個人情報が存在しないとして非開示決定を行った。

本件対象保有個人情報1、2及び3については、要綱別記様式第1号「生活安全相談処理結果表」とその添付書類である要綱別記様式第1号の2「相談処理経過の概要」及び要綱別記様式第4号「相談関係者」から、それぞれ構成されている。

#### ウ 本件非開示情報について

実施機関は、本件対象保有個人情報1、2及び3のうち、管理職でない警察職員の氏名及び印影（以下「本件非開示情報1」という。）は条例16条2号及び4号に該当し、その他の非開示とした部分（以下「本件非開示情報2」という。）は同条6号に該当するとして、それぞれを非開示とする一部開示決定を行った。

#### エ 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

審査請求人は、本件開示請求1及び2に対する実施機関の決定に関し、〇年及び〇年に来署した生活安全処理結果・刑事課の処理結果の記載がない旨主張し、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について審査を求めている。

これに対し実施機関は、本件開示請求1について、審査請求人の保有個人情報の有無を検索した結果、本件対象保有個人情報1、2及び3を特定し、その他には存在しない旨説明する。

また、本件開示請求2については、審査請求人の保有個人情報の有無を検索したものの見当たらず、さらに、同請求に係る警察署の生活安全課の職員に対して調査を行い、その結果、本件開示請求2に係る対象保有個人情報が存在しないことを確

認した旨、説明する。

審査会が、本件対象保有個人情報 1、2 及び 3 を見分したところ、記載されている相談の受理日や相談者の氏名等の情報が、本件開示請求 1 において開示を求めている期間や請求内容と一致しており、当該情報が審査請求人の保有個人情報であると認められた。

また、本件対象保有個人情報 1、2 及び 3 は、要綱に定められた様式に則って適正に作成されたものであり、前記の検索等を実施した結果、本件開示請求 1 について、本件対象保有個人情報 1、2 及び 3 を特定し、本件開示請求 2 について、対象保有個人情報が存在しないことを確認したとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、その他に存在を認めるに足りる事情も見当たらなかった。

以上のことから、本件対象保有個人情報の特定に係る実施機関の判断は、妥当である。

#### オ 本件非開示情報 1 の非開示妥当性について

本件非開示情報 1 について、審査請求人は、自分自身の被害に関する相談で警察署に行き、その際に対応した警察官から名前を名乗られているため、条例16条2号に該当せず、さらに、当該情報を開示したとしても、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれはないため同条4号には該当しない旨主張する。

これに対し、実施機関は、本件非開示情報 1 が開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例16条2号本文に規定する非開示情報に該当すると説明する。

さらに、実施機関では、本件非開示情報 1 はいずれも管理職でない警察職員の氏名及び印影であり、管理職である警察職員の氏名及び印影については慣行として公にしているが、その他の管理職でない警察職員の氏名及び印影については慣行として公にしていない。そのため、本件非開示情報 1 は条例16条2号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しないと説明する。

審査会が見分をしたところ、本件非開示情報 1 は、警察職員の氏名及び印影であり、これらの情報は開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから条例16条2号本文に該当し、いずれも管理

職でない警察職員の氏名及び印影であるから同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しないことが認められた。

したがって、条例16条4号の該当性を判断するまでもなく、本件非開示情報1が同条2号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は、妥当である。

#### カ 本件非開示情報2の非開示妥当性について

本件非開示情報2について、審査請求人は、自分自身が相談をした内容に非開示部分があることの原因が不明であり、被害の申告や相談をどう処理したのかという情報は、適切に対応をしていれば開示できない理由はないはずであるため、条例16条6号に該当しない旨主張する。

実施機関は、本件非開示情報2には、警察職員が相談者その他の関係者から聴取した相談内容に基づき、警察職員の専門的知識・経験を用いて評価・判断をした結果及び措置が記載されており、これを開示することになると、相談に係る業務を担当する警察職員が、開示された場合の影響を懸念して相談内容に基づく客観的な評価・判断や相談内容の率直な記載を躊躇し、その結果、記載内容が当たり障りのないものへと抽象化・形骸化することにより、正確な事実の把握、適正な事案判断など、相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本件非開示情報2は、条例16条6号に規定する非開示情報に該当する旨、説明する。

審査会が見分をしたところ、本件非開示情報2のうち、「生活安全相談処理結果表」の「分類種別」欄には当該相談がいずれの分類のものに当たるのか警察職員が判断した結果が、「措置方法」欄及び「措置結果」欄には相談の内容に応じて警察職員が判断した措置の方法及びその結果が、「相談の種別」欄には相談の内容が重要相談又は一般相談のいずれに当たるのかの判断等が、「事件化の検討」欄には警察職員が当該相談を重要相談に当たると判断し警察署長等に報告を行った場合に警察署長等が判断した事件化の要否等が、「連絡引継確認印」欄には警察職員が当該相談を主管課に引き継ぐ必要があると判断し主管課長に報告を行った場合に当該主管課長による確認印の有無がそれぞれ記載されている。そして、「相談処理経過の概要」の「分類種別」欄及び「措置」欄には「生活安全相談処理結果表」の「分類種別」欄、「措置方法」欄及び「措置結果」欄と同じ内容が、「処理経過の概要」欄には警察職員が評価、判断した内容がそれぞれ記載されている。

以上のことを踏まえると、本件非開示情報2を開示することにより、相談に係る業務を担当する警察職員が開示された場合の影響を懸念して、相談内容に基づく客観的な評価・判断や相談内容の率直な記載を躊躇し、その結果、記載内容が当たり障りのないものへと抽象化、形骸化することにより、正確な事実の把握、適切な事案判断が困難になるなど、相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は首肯できるものである。

したがって、本件非開示情報2が条例16条6号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、實金 敏明